

資料 2（組織討議資料）

第 16 回中央執行委員会確認／2025. 1. 23

~~第 80 回中央委員会（2019. 6. 6）確認~~

連合「教育制度構想」（改訂版）

素案

日本労働組合総連合会（連合）

~~2019~~2025 年 65 月

目次 ※ページ数については別途更新

はじめに……1

総論……1

Ⅰ. 教育制度構想の位置づけ……1

Ⅱ. 連合がめざす社会像を実現するための教育制度の検討の必要性……2

Ⅲ. 教育制度に関する現状と方向性……2

1. 教育費の無償化・学びの機会の保障……2

2. 労働教育・主権者教育……3

3. リカレント教育・人材育成……4

4. 財源のあり方……4

【Ⅰ. 子どもの学びを社会で支えるための教育費の無償化と学びの機会の保障】…5

【Ⅱ. 学校・社会教育を通じた労働教育・主権者教育】……7

【Ⅲ. いつでもどこでも学び直すことができるリカレント教育と

第4次産業革命による技術革新DX・GXの進展を見据えた人材育成】……9

【Ⅳ. 教育制度構想を実現するための財源のあり方】……11

はじめに

私わたしたちの生きる日本は、人口減少や超少子高齢化の進行、グローバル化やAI、IoTなど技術革新の進展といった経済社会の変化に直面している。また、暮くらしと雇用の将来不安、社会保障制度の持続可能性、地球規模の気候変動など国内外における課題も山積している。

連合は2010年12月以来、「働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会」づくりに取り組んできた。社会のすがたが大きく変わろうとする中今、改あらためてこの「働くことを軸とする安心社会」の重要性を再認識し、労働組合として「まもる・つなぐ・創り出す」をスローガンに掲げ、その実現に取り組んでいくための「連合ビジョン」を2019年5月に策定した。

「連合ビジョン」では、必要な負担を分かち合い、社会の分断を生まない再配分をすす進めるとともに、希望あふれる未来が次の世代に続いていく「持続可能性」と、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない「包摂性」の理念を基底に置くこととした。そのうえで、年齢や性別、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会、すなわち「つづく社会」「つづきたい社会」の実現をめざし、そのための政策と運動の強化を打ち出したている。

この連合「教育制度構想」は、連合の環境・社会政策小委員会において、連合がめざす社会像である「連合ビジョン」や、社会の現状と将来起こりうる問題を想定した「人口減少・超少子高齢社会ビジョン」およびを踏まえ、教育制度に係るかわる課題を踏まえ、について検討してきたものである。2019年6月に策定したものである。その後、6年が経過する中で、少子化の更なる進展、教育格差の拡大など子どもを取り巻く環境は大きく変化したことを受け、政府は、こども家庭庁を設置するとともに、2023年12月に「こども未来戦略」をとりまとめた。また、中央教育審議会においては、子どもの豊かな学びを保障するとともに、教職員が生活時間を確保した上で子どもたちと向き合い、やりがいを持って本来の業務に専念できる環境整備に向けて検討が重ねられ「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を2024年8月に取りまとめた。こうした背景も踏まえ、経済・社会政策担当者会議において、「教育制度構想」の点検・見直しを行い、今回、改訂版を策定することとした。

連合は、この本構想で掲げた教育制度の実現に向けて、「政策・制度 要求と提言」の策定や国会議員・地方議員との連携、審議会等における意見反映、職場や地域での活動、世論喚起などに連合全体で取り組んでいく。

総論

I. 教育制度構想の位置づけ

連合ビジョンが展望する 2035年頃に向けては、第4次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されている。研

究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しており、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定される。我が国は第4次産業革命DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応においてが世界に遅れをとっているとの指摘もあり、GX（グリーントランスフォーメーション）とあわせ、取り組みの加速化が大きな課題となっている。2107年には先進国における人口の半数以上がでは2007年生まれの2人に1人が100歳以上まで生きる人生100年時代が到来し、少子化と高齢化による労働力人口の不足がさらに進むことが予測されている。健康経営が課題になるとともに、また、誰もが生涯を通じてやりたいことを続けられる社会を実現することが必要である。

また、コロナ禍を契機に、GIGAスクール構想の進展など、教育をめぐる環境は大きく変化し、デジタル・シティズンシップ教育など、時代に合った教育が求められている。

これらの課題に対応するためには、個人が生涯を通じて学び続けることが求められる。連合が教育制度にかかわる課題として掲げている「教育費の無償化」「労働教育・主権者教育」「リカレント教育」「人材育成」に共通するのは、いずれも個人がどのような状況にあらうとも、学びたいときに学べる機会を保障することが求められである。

憲法では、第26条で「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とし、第2項で義務教育を無償とすることを定めている。地域や家庭環境に関わらず、すべての子どもに学ぶ機会を保障するためには、義務就学前教育から高等教育まで、あらゆる教育にかかる「教育費の無償化」が必要である。次にあわせて、個人が働く上で知っておくべきワークルールに関する知識を身につけ活用できる「労働教育」、社会保険や税などの負担を自分ごととして学び、国民として良識ある公正な判断力を身につけ、政治や社会に主体的に参加する態度を養う「主権者教育」、個人が社会に出ても働く場と学ぶ場を自由に行き来できる「リカレント教育」、社会が変化する中で、個人が求められる職業能力が大きく変わっていくことから「人材育成」を充実させる必要がある。

また、これらの教育制度を検討する上では、教育の質を維持・向上させるために、教員の負担が増加し心身に支障を来さないよう、「学校・教師が担う業務にかかる3分類」に基づく14の取り組みの徹底など、学校における働き方改革を促進しの進展に即して、教職員の長時間労働の是正、健康・福祉の確保、に向けた教員一人あたりの持ち授業時間数の削減や専科、教員などの教職員定数の確保、部活動の学校から地域クラブ活動への着実な移行などといった環境を整備することが求められる。

Ⅱ. 連合がめざす社会像を実現するための教育制度の検討の必要性

連合がめざす社会像として掲げている「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた5つの「安心の橋」の第1の橋は、教育と働くことをつなぐ橋である。2035年以降の社会を生きる次の世代が、安心して働き生活できるようにするため、すべての子どもたちに学ぶ機会を保障することに加え、急速な技術革新の進展など不確実な環境変化にも適応していくことのできる「学ぶ力」を養っていく視点が必要である。また、年齢にかかわらず労働者が働く場と学ぶ場を自由に行き来できる仕組みを確立することが求められる。

「連合ビジョン」や「人口減少・超少子高齢社会ビジョン」においては、労働者自らが取り組む自己啓発も必要性を増していくことから、労働者が学び直しできる環境改善をはかることも必要であること、労働者が働きながら学び直しできるよう

教育機関の地域偏在なき整備と学習プログラムの開発や、キャリア権の確立に向けた社会的啓発、有給教育訓練休暇を制度化するなどの環境整備が求められることを指摘している。

~~こういった様々な機会において、教育に関する課題や連合の考え方を示してきたものの、連合が教育制度に関する構想を示すのは、初めてのことである。~~誰もが将来に希望をもち自己実現をはかるためには、生涯を通じて学び続けることができる社会を実現することが求められる。このような社会を実現するために必要な財源に関する考え方を含め、2035年を目途に実現をめざす、教育制度のあり方について、連合としての考え方をまとめるものである。

Ⅲ. 教育制度に関する現状と方向性

1. 教育費の無償化・学びの機会の保障

憲法第26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」とあるように、~~義務教育は誰もが無償で受けられる~~ことが規定されている。

一方で、2006年に~~義務教育庫負担制度における~~国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、地方自治体の負担割合が大きくなり、教育の水準に地域間格差が生じていることが指摘されている。人口減少などにより地方自治体の財政が更に厳しくなることが見込まれる~~中ことから~~、将来にわたって義務教育の機会均等と水準の維持向上をはかるために、~~に~~国の負担割合を3分の1から2分の1に再度引き上げるべきである。

政府は~~2018年6月~~、「経済財政運営と改革の基本方針2018」~~においてを閣議決定~~~~し~~、2019年10月から3歳から5歳までのすべての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化すること、~~また、~~2020年4月からは住民税非課税世帯（年収~~目安~~270万円~~まで未満~~）の子どもに対して、国立大学の授業料を免除、公立大学は国立大学の授業料を上限として免除、私立大学は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応をはかることとした。

加えて、年収300万円未満の世帯については住民税非課税世帯の子どもたちに対する授業料減免および給付型奨学金の3分の2、年収300万円から年収380万円未満の世帯については3分の1の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにする措置も併せて行うこととなった。

~~連合は同日、事務局長談話において「幼児教育無償化の加速が示されているが、待機児童問題を解消しないままに進めることは、保育の質の低下、高所得者ほど恩恵を受けるといった問題を引き起こしかねない」「高等教育については、貸与型奨学金の完全無利子化や返還困難者への支援の拡充など、中間層を含めた抜本的な対策を強化し、早期に子どもたちの学びを社会全体で支える体制を構築する必要がある」ことを指摘した。~~

幼児教育については、待機児童の問題を解消した上で無償化を進められるべきである。

高等教育については、2020年4月から住民税非課税世帯の子どもの授業料が無償化されるとともに、給付型奨学金は生活費に充てられることにな~~った~~。~~るが、学生生活の実態に照らし、相応の学習の時間を確保するための額までに拡充すべきであ~~

る。また、「高等学校等就学支援金（新制度）」が拡充され、世帯年収約590万円未満世帯を対象として、現行の就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準（私立高校（全日制）の場合、39万6,000円）まで引き上げられ、私立高等学校授業料の実質無償化もスタートした。加えて「高等教育の修学支援新制度」もスタートし、多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）や私立の理工農系の学部等に通う学生等の中間層（世帯年収約600万円目安）への支援が拡大された。さらに、2025年4月から、多子世帯の学生等は、所得制限なく大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償化される。

一方で、中間層に対する支援策がなお不足しているため、すべての子どもの無償化が実現されるまでの過渡的な対応として、奨学金制度の充実・改善をはかるとともに、「卒業後拠出金制度¹」を導入拡充することで、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが費用の面で躊躇することなく、学びたいことを学べる社会の実現をめざす。

また、2018年12月に入管難民法改正法が成立したことを受けて、今後さらに外国人労働者が増加している。共生社会の実現に向けて、地域でくらす生活者でもある外国人の子どもたちには、地域の学校において日本語教育を含めた教育を受ける権利を保障すべきである。学校教育においては、多様な価値観や文化の違いを認め合える人材を育成し、すべての子どもを包摂することも求められる。また、その前提として、人種、民族、思想、宗教、容姿、肌の色、性別、年齢、疾病、障害、門地、性的指向・性自認等による人権侵害を解消し、人権意識を高めることも必要である。

2. 労働教育・主権者教育

労働教育は、働く場に出る前に、あるいは働く場に出てからも、すべての人に働くことに関する事項を学ぶ機会を提供するものである。

また、主権者教育は、国民として良識ある公正な判断力を身につけ、政治や社会に主体的に参加する態度を養う教育であり、税や社会保険といった負担を「自分ごと」として理解するとともに、自らの政治参画が、自らの人生に大きく関わっていることを学ぶものである。

~~高等学校では、新たな学習指導要領において、「公共」が必修科目となる。これをきっかけとして、働く上で必要なワークルールなどに関する知識を深め活用できるよう、すべての教育段階における労働教育および主権者教育のカリキュラム化を推進する必要がある。~~

文部科学省は、2018年8月に主権者教育推進会議を設置し、2021年3月に最終報告を取りまとめた。その中では、「主権者として必要な資質・能力を、各学校段階や家庭・地域における学びを通じて、社会総がかりで確実に育成していくための方策を講じていくことが重要である」とし、今後の推進方策が提言された。2020年度以降

¹ 「卒業後拠出金制度」オーストラリアで導入された制度。

○学生は、入学時に納税者番号を登録し、卒業後に授業料相当額のうち高等教育から受ける私的便益に応じた額を拠出金として源泉徴収により納付、その他を政府が社会的便益相当として政府貢献分を負担する。

○学生・政府それぞれの負担額は、教育に要する費用と卒業後の期待所得水準、国として人材を必要とする分野等を加味して、専攻分野ごとに設定する。

○卒業後の年収が54,126豪ドル（約460万円）未満の者は拠出金の支払い義務は生じない。

の学習指導要領の全面実施に向けて、子どもたちが主権者としての資質を身につけるための検討を進めている。連合はオブザーバーとして参画し意見反映をはかる。高等学校では、この提言をうけて、2020年度以降に学習指導要領を改定し、「公共」が必修科目となった。こうしたことをきっかけとし、働く上で必要なワークルールなどに関する知識を深め活用できるよう、すべての教育段階における労働教育および主権者教育のカリキュラムの充実などを進めていく必要がある。

さらにまた、超党派の議員連盟で検討が進められてきた「ワークルール教育推進法」（ワークルール教育を総合的に推進し、国民生活の安定・向上および国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、①国・地方公共団体・事業主・使用者の責務、②基本方針に基づき、学校や大学等の学齢期から、地域・職場などの各段階に応じたあらゆる場で労働教育を推進するための基本的施策を講じること、③文部科学省・厚生労働省などの関係行政機関のもとに「ワークルール教育推進会議」を設置することなどを定める基本法）の制定により、学校教育および社会教育を通じ生涯にわたって働くことの意義やワークルールなどを学ぶことで、ディーセントワークを実現し、持続的な社会の発展をめざす。

加えて、公民館・図書館・博物館などの社会教育施設での労働教育に関する出前講座やワークルール検定の実施など、様々な年齢層が学ぶ社会教育に対象を広げ、幅広い展開をはかる必要がある。

3. リカレント教育・人材育成

女性の社会進出が進み、一部の高等教育機関では女性の学び直しを就労支援につなげるなどの取り組みが進んでいる。また、社会人の大学入学者も増加傾向にあるが、しかし、大学などの高等教育機関への入学者において、25歳以上の社会人が占める割合は2.5%（2013年時点、OECD平均16.6%）と非常に低い水準にある。様々な調査において、社会人が学び直しを進める上で壁になっているのが、「費用」と「時間」の問題であることが明らかになっている。

他方で、企業の人的投資については、1990年代以降の企業における1人当たり教育訓練費を見ると減少しており、国際的にみても他先進国に比べ、低い傾向にある。従業員一人あたりの教育研修費用は、コロナ禍にさらに減少した後、近年はコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、更なる人材育成への投資が必要である。

また、企業規模間や雇用形態間で格差が生じているなどの課題がある。今後、就労期間の長期化や加速する技術革新など、労働者を取り巻く環境の変化が想定される中、職業訓練制度全般に関わる内容であり、人的投資のあるべき姿については、企業の費用負担のあり方を含め、課題として検討する必要がある。政府は、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が学び直しをしやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に短縮し、2019年度から看護師や介護福祉士などの専門職の資格取得をめざす社会人には最大4年間の学費支給を行うなどの施策を実施することになった。

上記に加えて、更なる学費の減免や、休暇制度の充実も必要である。サバティカル休暇のような企業における教育訓練休暇制度の導入状況は、全体の1割未満と少なく、未だ進んでいない現状にあり、2025年10月に導入される「教育訓練休暇給付金」をはじめ長期の有給教育休暇の取得を支援するの制度の充実を求める。化など、あわせて、コロナ禍を契機に、オンラインでの学びの機会は急速に拡大したことから、それらも活用しつつ、リスキリングを含む能力開発や学び直しができる環境構築を進めて

いくとともに、産官学の連携強化による実践的なリカレント教育の充実など、「学び方改革」を通じた実効性のある対策の実施をめざす。

4. 財源のあり方

就労前の学校教育における費用の無償化にかかる財源については、大きく分けて税、国債、社会保険の3つに分類できる。教育制度の位置づけや、各財源の性格、実現可能性に鑑みて、教育にかかる費用は社会全体で負担すべきであり、税によって賄うのがあるべき姿である。

就労後のリカレント教育にかかる費用については、その性格から全額を税で賄うことが必ずしも適切ではないとの議論もある。

また、リカレント教育と関係が深い現状の雇用保険の被保険者を対象とした教育訓練に関わる諸制度については、今後の学び直しの社会的ニーズや雇用情勢の変化を見据えつつ、雇用保険制度と職業訓練制度全般との関係を整理する中で、労働行政の責任として能力開発支援のために一般財源を確保することを検討する必要がある。

連合はこの間、「税制改革構想（第4次）」ならびに「社会保障構想（第3次）」の改定の検討作業と適宜連携をとりつつ検討を進めてきた。

なお、教育費の無償化など教育にかかる財源には、社会全体で学び続ける個人を支える観点から、消費税の増税分を充てるべきである。

【Ⅰ. 子どもの学びを社会で支えるための教育費の無償化と学びの機会の保障】

【連合がめざす社会像】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 教育にかかる費用は原則として無償とする。2. 社会全体で子どもの学びを支え、教育の機会を保障する。3. すべての子どもが学びたいことを学べる社会を実現する。 |
|---|

○2019年10月以降、進展した教育費の無償化の主な項目は、以下のとおりである。
0～2歳の住民税非課税世帯の子ども、3～5歳の子どもの就学前教育の無償化、住民税非課税世帯やこれに準じる世帯の子どもの国立大学授業料の無償化などが実施される。対象者数と金額の拡充をめざすとともに、過渡的な対応として奨学金制度などを充実・改善させる。

〈幼児教育〉

- ・2019年10月に「幼児教育・保育の無償化」が実施され、3～5歳の子どもについて、認可保育所、認定こども園、子ども・子育て支援新制度対象の幼稚園の利用料が無償化された。認可外保育施設等と新制度対象外の幼稚園は、月額利用料の上限額までが無償化された。

〈高等学校教育〉

- ・2020年4月に「高等学校等就学支援金（新制度）」が拡充され、世帯年収約590万円未満世帯を対象として、現行の就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準（私立高校（全日制）の場合、39万6,000円）まで引き上げられ、私立高等学校授業料の実質無償化がスタートした。

〈高等教育〉

- ・2020年4月に「高等教育の修学支援新制度」が開始され、授業料・入学金等の免除または減額（授業料等減免制度）と給付型奨学金の支給、の2つの支援内容が合わさった制度となった。
- ・2024年4月からは、多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）や私立の理工農系の学部等に通う学生等の中間層（世帯年収約600万円目安）への支援が拡大された。
- ・2025年4月から、多子世帯の学生等は、所得制限なく大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償化される。

○幼児教育および高等教育の無償化をきっかけとし、教育費の無償化は徐々に進展してきているが、無償化対象者の拡大と上限金額の引き上げをめざすとともに、将来的にはすべての教育にかかる費用の無償化を行うことで教育の機会を保障し、子どもたちの学びを支える社会の実現をめざす。また、教育費の無償化が実現するまでの経過措置として、奨学金制度などを充実・改善させる。

【具体的な教育制度】

1. 幼児教育

- (1) 幼児教育（保育所・幼稚園・認定こども園）の無償化と全入により教育機会を保障する。
- (2) 保護者の経済状況などによって異なることのない保育・教育環境を確保する。

2. 義務教育

- (1) 学校給食の完全実施と無償化を進める。
- (2) 学習指導上必要な教材（教科書以外）を無償支給とする。
- (3) 就学援助制度（学用品費・クラブ活動費・修学旅行費など）を拡充する。
- (4) ~~不登校やいじめ、や虐待、貧困などに対し、速やかかつを早期に把握し、~~
適切に対応するため、生徒指導担当教員の配置や、スクールカウンセラー
およびスクールソーシャルワーカーのをすべての学校へのに常勤配置な
ど、教職員の配置を拡大する。
- (5) 日本語教育および母国語・母文化教育を支援することで、異なる文化・言語を背景とした子どもの教育の権利と機会を確保する。
- (6) 義務教育における地域格差を是正するため、義務教育費国庫負担制度（国3分の1・地方3分の2）を拡充（国2分の1・地方2の分の1）する。

3. 高等学校教育

- (1) 経済的背景による教育格差を是正するため、すべての生徒の授業料を無償化する。
- (2) 所得制限のある高等学校等就学支援金の対象者を拡充する。
- (3) 生活保護受給世帯、非課税世帯が対象の高校生等奨学給付金制度を拡充する。
- (4) 定時制・通信制の教科書等給与費を拡充する。
- (5) 国費で高等学校への端末整備をはかる。

4. 高等教育

- (1) 経済的背景による教育格差を是正するため、すべての学生の学費を無償化する。
- (2) 給付型奨学金は生活費に充当する。
- (3) ~~現在の枠組みを前提とした過渡的な対応をはかる。高等教育の完全無償化に至るまでは、以下の対応をはかる。~~
 - ④○運営費交付金や私学助成などの公費負担を増額し学費（入学金、授業料）を低額化する。
 - 奨学金制度などを充実・改善させる。
 - ②①所得連動型返還制度について、有利子奨学金貸与者も対象とする。
 - ③②返還猶予や減額返還（~~現行10年~~）の期間を延長する。
 - ④③延滞金の賦課率（~~現行5%~~）を引き下げる。
 - ⑤④保証制度の人的保障は廃止する。機関保証を原則とし保証料を引き下げる。
 - ⑥⑤無利子奨学金の枠を拡充するための予算措置を行い、国の奨学金制度は無利子とする。
 - ⑦⑥中間層（無償化対象外）の負担軽減をはかるため、貸与型奨学金のうち無利子奨学金の所得連動返還型奨学金制度を活用し、卒業後拠出金制度を導入拡充する。

【Ⅱ. 学校・社会教育を通じた労働教育・主権者教育】

【連合がめざす社会像】

1. 働くことの意義や知識、主権者としての知識を学ぶ機会を拡充する。
2. 労働教育や主権者教育で得た知識を活用できる力を育成する。
3. あらゆる層に向けたワークルール教育を進めるため、「ワークルール教育推進法」の制定をめざす。

○2019年6月以降、進展した労働教育・主権者教育に関する取組みは以下のとおりである。

・2020年度以降に改定された新たな学習指導要領では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、小・中・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成することとなった。

・2022年4月から、高等学校において「現実社会の諸課題の解決に向け、自己と社会の関わりを踏まえ社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することなどについて考察する」ことを目的に、「公共」が必修科目となった。

○これまでの進展を踏まえ、以下のとおり目指していく。

⊖・新たな学習指導要領のもと、高等学校で新設される必修科目となった「公共」をきっかけに、主体的に国家および社会の形成に参画するために必要な能力や、働く上で必要なワークルールなどに関する知識を深め活用できるよう、すべての教育段階における労働教育および主権者教育をのりカリキュラム化をめざすに盛り込むなど充実をはかる。

⊖・引き続き「ワークルール教育推進法」の制定により取り組み、学校教育および社会教育での学びを拡げ、あらゆる層が多様な機会にワークルールを学ぶことで、ディセンソワークの実現を通じた持続的な社会の発展をめざす。

【具体的な教育制度】

1. 幼児教育

- (1) 子どもたちが、働くことを身近に感じられる体験活動を実施する。

2. 義務教育

- (1) 主権者として、社会保障や税、労働法など働く者の権利と義務など働くことに関する知識を学ぶ機会を保障する。

- (2) 自らの政治参画が自らの人生に係わることや、社会保険や税などの負担や権利を「自分ごと」として理解するなど、子どもたちが、政治や社会に関心を持ち、法治国家である我が国において法律と無関係でいられないことや、自らが主体的に政治参画していくことの意義について学ぶなど、主権者として必要な資質を育む。

- (3) 職場体験などにより働くことを学ぶ機会を拡充する。

- (4) 子どもたちがICTを利活用する中で、発達段階に応じて必要なスキルや行動規範を身に付け、デジタル社会の良き担い手となることをめざす「デジタル・シティズンシップ教育」を推進する。

3. 高等学校教育

- (1) 社会に出る前のすべての子どもが、ワークルールやワーク・ライフ・バランスなど、働くことの意義・雇用関係などの知識を学ぶ機会を拡充する。
- ~~(2) アルバイトなど、身近な働き方の労働条件や勤務実態を知ることを通じて、身につけた知識を社会に出てから活用できる学びの機会を拡充する。~~
- (2-3) 国政選挙や地方選挙への投票行動を含む政治参画意識を醸成する。

4. 高等教育

- (1) すべての都道府県において、大学などにおける労働教育に関する寄附講座を拡充する。
- (2) 社会保険の仕組みに関する基本的な知識、相談窓口などについて学ぶ機会を確保する。

5. 社会教育

- (1) 公民館などの社会教育施設で労働教育・主権者教育に関する出前講座を行う。
- (2) ワークルール検定をその有用性を周知するとともに、受検する機会を拡充する。

6. ワークルール教育推進法

- (1) 充実した職業生活の実現と健全な労使関係を構築する。
- (2) 権利侵害などに対する実践的な救済方法に関する知識を習得する。
- (3) 行政機関による実効的な取締りや支援を可能とするよう連携強化をはかる。
- (4) 使用者がワークルールに関する知識を向上させるよう環境整備をはかる。
- (5) 学齢期から高齢期までの各段階に応じて体系的にワークルール教育を行う。
- (6) 学校、職場、地域など様々な場において、ワークルール教育を推進する。

**【Ⅲ. いつでもどこでも学び直すことができるリカレント教育と
第4次産業革命による技術革新DX・GXの進展を見据えた人材育成】**

【連合がめざす社会像】

1. 学ぶ楽しさや学ぶ喜びを得られるよう学びたいときに学べる環境を整える。
2. 人生を豊かにするため、個人が生涯にわたって学び続ける社会を実現する。
3. 技術革新DX・GXの進展を見据えた人材育成に向け、働く場と学ぶ場を行き来できる環境整備を行う。

○2019年6月以降、進展したリカレント教育、人材育成に関する取組みは以下のとおりである。

〈リカレント教育〉

- ・「令和4年度生涯学習に関する世論調査」によると、社会人が大学などで学習しやすくするために必要な取組みは、「学費などに対する経済的支援」、「仕事や家事・育児・介護などとの両立がしやすい短期のプログラムの充実」、「土日祝日や夜間などの開講時間の配慮」となり、従前からの変化は見られなかった。
- ・「学校基本調査」によると、社会人の大学入学者は、2021年度の約18,700人が最多となっているが、大学における社会人向けのリカレント教育授業科目や履修証明プログラムなどを開設する大学の割合は、3割に満たない状況となっている。
- ・2024年に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、2025年10月から「教育訓練休暇給付金（教育訓練を受けるために長期休暇（無給）を利用した被保険者を対象として、期間中に基本手当に相当する給付を行う制度）」が創設されるなど、学びの機会の充実がはかられる見込みとなった。

〈人材育成〉

- ・IPAの「DX白書2023」によると日本では8割を超える企業でDX人材が「やや不足している」「大幅に不足している」と回答している。
- ・内閣府「令和4年度年次経済財政報告」によると、脱炭素化に向けた取り組みを進める上での課題として、「必要なノウハウ、人員が不足している」と回答した企業は38.2%で、他の課題を抜き第1位であった。
- ・義務教育・高等学校教育の新たな学習指導要領では、プログラミング教育が必修化されるとともに、環境教育については、「一人一人の児童生徒が持続可能な社会の創り手」となることが求められる」とされた。
- ・高等教育においては、文部科学省は2022年から「大学教育再生戦略推進費 デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 ～Xプログラム～」として、データサイエンス・コンピュータサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラムなどを設定し、人文社会科学系分野の大学院において、データサイエンス・コンピュータサイエンスの素養を持った高度で文理横断的なデジタル人材を育成する取組みを支援している。

○これまでの進展を踏まえ、以下のとおり目指していく。

○・社会人が学び直しを進める上で壁になっているのは、「費用」と「時間」の問題が大きいである。学費の減免、長期の有給教育休暇の制度化などの実施拡充およびその活用の推進をめざす。

○・第4次産業革命などによる技術革新が著しく、DX・GXの進展を踏まえ、求められる職業能力が大きく変化している。企業による人への投資が減少する中、

2019年度に新設された専門職大学をはじめ、大学などの高等教育機関において、社会人が積極的に学び直す機会が保障される社会の実現をめざす。

【具体的な教育制度】

1. 義務教育・高等学校教育

- (1) ~~小中学校に通っていない・卒業していない約12万8千人~~義務教育未修了の学齢経過者の学び直しの機会を保障する。。
- (2) ~~公立の~~中学校夜間学級~~（2019年度時点、9都府県33校）を全県に設置する。~~
について、少なくとも各県・指定都市に1校は設置する。
- (3) 第4次産業革命D X・G Xの進展に対応できる人材育成として、I C T教育やプログラミング教育、グローバル社会に対応できる外国語教育、環境教育を進める。
- (4) 通信制高校、定時制高校における学び直しの機会を保障する。

2. 高等教育

- (1) 大学における社会人特別選抜枠の拡大などの編入制度の弾力化、高等専門学校や夜間大学院の拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育・放送大学やオンデマンド講座・オンライン講座の拡充を進める。
- (2) 第4次産業革命による技術革新D X・G Xの進展を見据え、能力開発支援（リススキリングを含む）に必要な一般財源を確保するとともに、専門職大学をはじめとした働くことに直結する学びの機会を拡充する。なお、専門職大学における長期のインターンシップは労働とし、労働諸法を適用する。
- (3) 幅広い知識にもとづき多様な考え方を理解できる人材を育成するための、リベラルアーツ教育を充実させる
- (4) 教育訓練機会の企業間や雇用形態間の格差を是正し、長期の教育訓練休暇制度を導入しやすいよう、社員が休暇を取得し学び直した際に支援を行う「人材開発支援助成金」を拡充する。
あわせて、2025年10月に導入される「教育訓練休暇給付金（教育訓練を受けるために長期休暇（無給）を利用した被保険者を対象として、期間中に基本手当に相当する給付を行う制度）」の周知啓発を行う。
- (5) 高等教育機関は、社会人が企業に在籍しながら通学できるカリキュラムの編成、夜間や休日に開講する講座、オンデマンド講座・オンライン講座などを充実させる。
- (6) 企業は、学び直しの課程におけるインターンシップに協力するなど、高等教育機関との連携を強化するとともに、学び直しをした社会人を評価するよう人事制度を変革する。
- (7) 本人の任意に基づくものでない限り、教育研修・訓練への参加時間は労働時間であることを徹底する。

3. 社会教育

- (1) 公民館、図書館、博物館などの社会教育施設における学びの機会を確保する。

4. I C Tを活用した教育

- (1) 教育と技術を組み合わせたE d T e c h（エドテック）を活用し、誰もがい

- いつでもどこでも学べるプラットフォームを構築する。
- (2) 放送大学や大規模な公開オンライン講座の「MOOC」(ムーク:Massive Open Online Courses) などを活用した学びを拡充する。

【Ⅳ. 教育制度構想を実現するための財源のあり方】

【連合がめざす社会像】

1. 税、国債、社会保険のうち、税を教育にかかる費用に充てる。
2. 広く社会全般の負担を求めることのできる消費税を中心とした税財源を充てる。
3. 費用の負担の心配がなく、誰もがいつでも学びたいときに学べる社会を実現する。

○教育機会の格差是正に向けて、財源のあり方を検討する必要がある。わが国の財政収支の改善が必要であることを念頭におきつつ、~~2020年以降の~~教育費に関する公的負担のあり方を含めた教育制度の裏付けとなる財源について検討してきた。

○財源については、大きく分けて税、国債、社会保険の3つに分類できる。各財源の性格、実現可能性に鑑みて、教育にかかる費用のあるべき財源を税財源とする。

1. 税

連合はこの間、「税制改革構想（第4次）」ならびに「社会保障構想（第3次）」の改定・見直しの検討作業と適宜連携をとりつつ検討を進めてきた。学校教育にかかる費用は、希望する誰もが学べる社会を実現するために、社会全体で負担すべきであり、税によって賄うのがあるべき姿である。

- （1）教育費の無償化に充てる財源については、すべての国民がすべての子どもの教育を受ける機会を保障する考えのもと、消費税を中心とした税財源を充てることとする。
- （2）2019年10月の消費税増税時に、「新しい経済政策パッケージ」に基づいて、幼児教育および高等教育の一部無償化がなされた。ることとなる。次の消費税増税時に、すべての子どもの幼児教育から高等教育に係わる費用について無償とする。

なお、就労後のリカレント教育にかかる費用については、職業訓練制度全般に関わる問題もあることから、企業負担や個人負担のあり方も含めて継続的に検討していく必要がある。

2. 国債（「こども国債」「教育国債」など）

建設国債などのように普通国債を発行して、子どもの教育にかかる費用の財源を確保すべきとの考え方があるが、国債はあくまでも将来世代への負担となることから問題がある。

3. 社会保険（「こども保険」など）

社会保険の仕組みを使って、子どもの教育にかかる費用に充てるべきとの考え方がある。しかし、教育は保険原理におけるリスク（保険事故）ではないことに加え、教育を受ける子どもやその保護者を被保険者とした場合、保険料を拠出していない被保険者や、社会的養護の下にある子どもへの給付のあり方など、財源としての性格上の問題が残る。そのため、子どもの教育にかかる費用の財源として社会保険料を充てることは馴染まない。

※文部科学省試算からの統計データなどから連合が算出

1. 就学前教育（保育所、幼稚園、認定こども園）無償化【0.7兆円】
~~⇒3～5歳子どもがいる全世帯を対象に、2019年10月完全実施（約7,700億円）~~
2. 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校など）
 - （1）小中学校の学校給食の完全無償化【~~0.40.5~~兆円】
 - （2）高等学校の授業料無償化【~~0.30.5~~兆円】
3. 高等教育（大学、短大、高専、専門学校）無償化【~~3.73.8~~兆円】
~~⇒住民税非課税世帯と準ずる世帯のみ、2020年4月一部実施（約7,600億円）~~

経済・社会政策担当国会議における議論経過

<u>回 数</u>	<u>開催日</u>	<u>内 容</u>
<u>第 1 回</u>	<u>2024 年</u> <u>9 月 30 日</u>	・ <u>現構想の実現状況を確認</u> ・ <u>フリーディスカッション</u>
<u>第 2 回</u>	<u>10 月 30 日</u>	・ <u>勉強会：教育費の無償化に向けて</u> <u>（講師：武蔵大学 大内裕和教授）</u> ・ <u>教育費の無償化・学びの機会の保障について</u>
<u>第 3 回</u>	<u>11 月 28 日</u>	・ <u>労働教育・主権者教育について</u> ・ <u>リカレント教育・人材育成について</u>
<u>第 4 回</u>	<u>12 月 20 日</u>	・ <u>財源のあり方について</u> ・ <u>構想（改訂版）の素案について</u>

以 上